

(別紙様式4)

【キャリア形成促進プログラム認定後の公表様式】

令和6年7月31日※1  
(前公表年月日:令和×年×月×日)

キャリア形成促進プログラムの基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地				
東海医療科学専門学校	平成19年3月16日	藪本 恭明	〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南2-7-2 (電話) 052-588-2977				
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地				
学校法人セムイ学園	平成4年4月1日	野村 斉史	〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南2-7-2 (電話) 052-551-1233				
正規課程/履修証明プログラム	分野	プログラムの名称		昼夜の別	開設年月日	生徒定員	修業年限・修業期間
正規課程	教育・社会福祉	教育・社会福祉専門学校課程 社会福祉科 (昼間課程)		昼間	平成30年4月1日	40人	1
開講時期	前期:4月1日～9月30日 後期:10月1日～3月31日				直近の修了者数※2	修了者のうち就職者数※2	修了者のうち就業者数※2
					32人	30人	30人
プログラムの目的	少子・高齢化社会の進展等により、ますます国民の福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれ、また、介護保健制度や障害者総合支援法の施行により、利用者本位の質の高い福祉サービスの提供が求められており、サービス提供の根幹である社会福祉士は、医療分野、司法分野、ひきこもり支援などの関連分野にも任用の場は広がり、今後、ますます必要とされている。このような社会のニーズに応えるために、社会福祉士(昼間課程)は、建学の精神である「施無畏の精神」に基づき、変化する社会の中で、福祉分野等で即戦力として活躍しつつ福祉社会の創造的担い手となる社会福祉士を継続的に養成し、国の利用者本位の質の高い福祉サービスの推進に貢献する事を目的とする。						
認定年月日※3	令和2年3月25日						
対象とする職業の種類	社会福祉士	身に付けることのできる能力		■身に付けられる知識、技術及び技能 1.福祉分野で働く者として必要とされる基礎的素養、コミュニケーション能力 2.社会保障、社会福祉サービス利用者への相談援助に関する知識と技術及び技能  ■得られる能力 1.利用者ニーズと地域・社会資源の関連を意識して、新たな社会資源の開発について検討できる。 2.多角的な視点からアイデアを他者と共有し、グループワークをすすめることができる。			
カリキュラム内容	現代社会と福祉、相談援助の理論と方法、福祉サービスの組織と経営等の科目により基礎的な社会福祉援助技術に関する知識を修得するとともに、相談援助実習において相談援助の現場実習を行うことにより、相談援助に関する知識・技能を修得させる。また、相談援助の知識と技術をより深めるために、本学科独自に複数の事業所(社会福祉法人、企業等)と「パートナーシップ協定」を締結し、フィールドワークを企画、実施し履修必須科目以外にも、学生の要望に応じて現場体験実習を行い、「現場の実際」を肌で感じる機会を多く設けている。						
総授業時数又は単位数※4	1200時間	要件該当授業時数又は単位数※4	1200時間	企業等連携授業時数又は単位数※4	60時間	要件該当授業時数/総授業時数※4	1
社会人が受講しやすい工夫	■社会人が受講しやすい工夫の内容 (例)休日・週末・早朝・夜間の開講、長期休暇時における集中開講、IT活用、経済的支援制度の整備、補講の実施、託児サービスの実施、就職サポート等 活用、経済的支援制度の整備、補講の実施、託児サービスの実施、就職サポート等 就職支援として、キャリアサポートセンターを設置し、学科の専任教員と常勤のキャリアコンサルティングが連携して、学生一人ひとりに現状や就職希望等について面談し、就職サポートを行っている。経済支援として、学費の分納制度、給付型奨学金として、利子補給奨学金(教育ローンの利子を補給)、ひとり親家庭奨学金、有資格者(医療・福祉の国家資格、介護支援専門員、教員免許等)奨学金制度があり、社会人の学生が安心して学べるようサポートしている。名古屋の主要駅「名古屋駅」や「伏見駅」から当校まで、徒歩15分であり、アクセスが良好なため岐阜や三重在住の方でも通学可能である。教育支援として、予習・復習に最適な「学びネットドリル」を導入し、パソコンやスマートフォンで自主学習が可能であり、反復学習による、知識の定着を促している。また、育児中等の社会人でも受講しやすいように、週2～3日は授業開始時間を11:00とし、土日に必須の授業や学校行事を実施しないようになっている。修業年限は1年間であるが、必須科目の授業を12月までに終えるようにカリキュラムを編成(実質9カ月)することで時間的な負担の軽減を図っている。1月以降は出席が任意のセミナーや授業の実施や就職サポートを中心に行っている。						
成績評価の基準・方法	成績は、授業科目担当の教員がシラバスに記載された評価方法に基づき試験等を行い、その成果及び受講状況等を総合して評価する。評価点基準は次の通りである。優:80点以上、良:70～80点未満、可:60～70点未満、不可(不合格):60点未満。試験及び実習に合格した場合は、単位認定会議において当該科目の単位を認定する。		プログラム修了要件	規定の就業年限以上在学し、学則(別表)の授業科目の成績評価を以上取得し、卒業判定会議で、卒業試験の可否と全ての授業科目の単位の修得が確認された者には修了(卒業)の認定を行う。			
当該プログラムホームページURL	<a href="http://www.tokai-med.ac.jp/kagaku/gakka/shakaifukusi_hiru/">http://www.tokai-med.ac.jp/kagaku/gakka/shakaifukusi_hiru/</a>						

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定プログラムにおいては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前公表年月日は空欄としてください。

2. 「直近の修了者数」、「修了者のうち就職者数」、「修了者のうち就業者数」(※2)

「直近の修了者数」、「修了者のうち就職者数」、「修了者のうち就業者数」の欄には、正規課程については公表年月日年度の前年度の実績人数を、履修証明プログラムについては公表年月日の時点において最後に修了者を出した直近の開講時期における実績人数を記入してください。各実績人数は、学校が把握している範囲での数字を記入してください。

「修了者のうち就職者数」の欄には、推薦プログラム修了後に推薦プログラムの対象とする職業に就職した受講者数を記入してください。  
「修了者のうち継続在職者数」の欄には、推薦プログラム受講時に在職していた企業等に推薦プログラム修了時点において引き続き在職した受講者数を記入してください。

3. 認定年月日(※3)

キャリア形成促進プログラムとしての認定年月日を記入してください。初回認定の場合は空欄としてください。

4. 授業時数又は単位数の表記(※4)

推薦プログラムが正規課程で時間制の場合は単位時間数、正規課程で単位制の場合は単位数、履修証明プログラムの場合は時間数を記入してください。

1.「対象とする職業に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

職業に必要な実践的かつ専門的な能力及び臨床現場において即戦力となる能力を育成するため、病院、福祉施設、業界団体等との密接な連携を通じ、実践的な専門教育の確保に組織的に取り組み、病院等からの要望、意見を活用し、学校が主体的に教育課程を編成する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会はセムイ学園運営指針において校長レベルの委員会に位置付けられている。教育課程の編成は先ず、学科教員の起案により学科会議で協議した結果を教育編成委員会で審議し校長が決裁する。

令和6年5月1日現在

名前	所属	任期	種別
藪本 恭明	東海医療科学専門学校	R4.8.1～R6.7.31	—
大竹 有二	東海医療科学専門学校	R4.9.1～R6.8.31	—
勝見 ひろみ	東海医療科学専門学校	R6.5.1～R8.4.30	—
田中 敏彦	東海医療科学専門学校	R5.10.1～ R7.9.30	—
中村 新一	東海医療科学専門学校	R5.10.1～ R7.9.30	—
三輪 文昭	東海医療科学専門学校	R4.9.1～R6.8.31	—
梁川 美子	東海医療科学専門学校	R5.10.1～ R7.9.30	—
奥地 伸城	東海医療科学専門学校	R5.10.1～ R7.9.30	—
辻 智之	東海医療科学専門学校	R5.10.1～ R7.9.30	—
角本 裕之進	東海医療科学専門学校	R5.10.1～ R7.9.30	—
近藤 英隆	東海医療科学専門学校	R5.4.1～ R7.3.31	—
若月 康次	東海医療科学専門学校	R5.6.1～ R7.5.31	—
鬼頭 宏	東海医療科学専門学校	R5.10.1～ R7.9.30	—
小林 二成	東海医療科学専門学校	R5.10.1～ R7.9.30	—
大内田 潤子	東海医療科学専門学校	R5.10.1～ R7.9.30	—
高山 久志	東海医療科学専門学校	R4.9.1～R6.8.31	—
檜垣 道隆	東海医療科学専門学校	R4.9.1～R6.8.31	—
伊原 正	鈴鹿医療科学大学	R5.9.1～R7.8.31	②
皆川 和也	独立行政法人地域医療機能推進機構 中京病院	R5.5.1～R7.4.30	③
伊井 友昭	医療法人有心会 大幸砂田橋クリニック	R5.5.1～R7.4.30	③
池野 倫弘	公益社団法人愛知県理学療法士会	R6.5.1～R8.4.30	①
永田 英貴	日本赤十字社愛知医療センター 名古屋第二病院	R5.4.1～ R7.3.31	③
稲垣 毅	一般社団法人愛知県作業療法士会	R5.10.1～ R7.9.30	①

奥川 慎二	社会福祉法人杏嶺会 一宮医療療育センター	R4.9.1～R6.8.31	③
石川 益郎	公益社団法人愛知県柔道整復師会	R5.6.1～ R7.5.31	①
西堀 敦則	高見接骨院	R4.9.1～R6.8.31	③
高木 健吾	社会福祉法人聖霊会 聖霊病院	R5.5.1～R7.4.30	③
鈴木 俊夫	一般社団法人日本口腔ケア学会	R5.9.1～R7.8.31	①
高橋 知己	一般社団法人愛知県社会福祉士会	R4.9.1～R6.8.31	①
知久 能之	社会福祉法人さつき福祉会	R4.9.1～R6.8.31	③

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「-」を記載ください。)

①推薦プログラムが対象とする職業の属する業界全体の動向に関する知見を有する業界団体等の役職員

②推薦プログラムが対象とする職業に関連する学会や学術機関等の有識者

③推薦プログラムが対象とする職業に係る実務に関する知識、技術及び技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

年2回 (11月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和5年11月6日 17:00～18:00

第2回 令和6年3月29日17:00～18:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

1. 福祉実践に求められる人材とは

人材育成に関して、その仕組みができていない法人も多く、入ったチーム次第なことも多い。だからこそ、育成プログラムづくりや長期的なビジョンの構築が組織の覚悟として必要になっている。自分の“やりたい”ばかりではなく、「一緒に考えよう」と発信し続けられる人。ファーストステップを急がず、支援対象者に何かをさせよう、与えようとしすぎず、SWIは「その人のペースを大切に一緒に考えていく人」であること、の重要性を伝えていく

2. 福祉職員における“優秀な人材”とは

重要なのは「自己覚知」であり、自分に向き合うすべやプログラムの提示、さらにそれを自分自身でいかに認められるか等が養成で工夫すべきポイントとなる。そのため、「入学時と卒業時の自己認識における対比」などの取り組みを検討する。また「SW実践に必要な〇〇力・△△性」として学生への伝達性も踏まえて整理をしていきたいと考えている。

2. 「対象とする職業に関する企業等と連携して行う授業等その他の実践的な方法による授業等が、別の定めるところにより、総授業時数の一定割合以上を占めていること。」関係

(1) 企業等と連携して行う授業における連携の基本方針

社会福祉に関する実践的な職業教育を行うために、社会福祉分野の企業、施設等から当該企業に所属する実務経験5年以上の社会福祉士等を講師として派遣し、校内の教室、設備等を活用した指導などの協力を得られる企業等を選定している。

(2) 企業等と連携して行う授業における連携内容

※授業内容は方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

企業等の講師が事前に担当教員と打ち合わせを行い、授業の内容、学習成果の達成度評価指標等について定める。企業等の講師の福祉現場の視点で授業を展開する。授業終了後に担当教員と意見交換をし、他の授業との関連性や学生理解度などを確認し、生徒の学習状況によっては学習支援をする。授業終了後には講師による生徒の学習結果の評価を踏まえ担当教員が成績評価を行う。

(3) 実践的な方法による授業のうち、企業等と連携して行う授業の具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
障害者福祉	①障害の概念と特性を踏まえ、障害者とその家族の生活とこれを取り巻く社会環境について理解する。 ②障害者福祉の歴史と障害観の変遷、制度の発展過程について理解する。 ③障害者に対する法制度と支援の仕組みについて理解する。 ④読ん障害による生活課題を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士としての適切支援のあり方を理解する。	相談あめあがり
権利擁護を支える法制度	①法に共通する基礎的な知識を身につけるとともに、権利擁護を支える憲法、民法、行政法の基礎を理解する。 ②権利擁護の意義と支える仕組みについて理解する。 ③権利が侵害されている者や日常生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実際について理解する。 ④権利擁護活動を実践する過程で直面しうる問題を、法的観点から理解する。 ⑤ソーシャルワークにおいて必要となる成年後見制度について理解する。	有限会社With A Will

3. 「企業等と連携して、教員に対し、対象とする職業に係る実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦プログラムの教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規定に定められていることを明記。

学園が定める教員研修規定に基づき、社会福祉現場の最新の知識及び技能の修得と学生に対する指導力の向上を指針とし、企業等との連携により、組織的な研修を行っている。また、教員の専門知識、技術の向上のために社会福祉学に関する講習会や社会福祉会主催の研修会への参加を促している。

(2) 研修等の実績

① 推薦プログラムが対象とする職業に係る実務に関する研修等

研修名「日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会」 (連携企業等: 日本社会福祉士会)

期間 令和5年7月1日(土)～2日(日) 対象: 新規採用者、初任者、教職5年以上経験者

内容: 社会福祉士の最新動向および地域共生社会実現に向けた実践研究を学ぶことによって、教務への反映を目的とする。

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名「第58回(公社)日本精神保健福祉士協会全国大会」(連携企業等: 公益社団法人日本精神保健福祉士協会)

期間 令和5年11月3日(金・祝)～4日(土) 対象: 新規採用者、初任者、教職5年以上経験者

内容: ミッション! 社会的復権の実現～ソーシャルワーク実践の深化・進化・真価～

(3) 研修等の計画

①推薦プログラムが対象とする職業に係る実務に関する研修等

研修名「日本ソーシャルワーク学会」(連携企業等: 日本ソーシャルワーク学会)

期間 令和6年6月29日(土)～30日(日) 対象: 新規採用者、初任者、教職5年以上経験者

内容: ソーシャルワークに関する最新動向および実践研究を学ぶことによって、教務への反映を目的とする。

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名「第59回(公社)日本精神保健福祉士協会全国大会」(連携企業等: 公益社団法人日本精神保健福祉士協会)

期間 令和6年9月27日(金)～28日(土) 対象: 新規採用者、初任者、教職5年以上経験者

内容: ひらく—あたらしい時代の精神保健福祉—

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条の規定による評価を行い、その結果を公表していること。」「評価を行うに当たり、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

自己評価の客観性を高めるとともに、教職員と学校関係者が学校運営の現状と課題について共通理解を持ち協力することによって、教育活動その他学校運営の改善が適切に行われるようにすることを目的として学校関係者評価を実施することを基本方針とする。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	1.教育理念(建学の精神)・目的・目標、育成人材像等が明文化されているか。職業教育機関として専修学校教育に必要とされる考え方や指針、内容等が盛り込まれているか 2.社会や関連業界のニーズを踏まえた将来構想を描いているか
(2)学校運営	1.運営方針は教育理念等に沿ったものになっているか 2.事業計画を作成し、執行しているか 3.運営組織や意思決定機関は効率的なものになっているか 4.教員及び職員の能力評価・能力向上に向けた取組みを行っているか 5.人事・給与に関する制度を確立しているか 6.情報システム化等による業務の効率化が図られているか
(3)教育活動	1.教育理念、教育目的および育成人材像に沿った教育課程を編成・実施しているか 2.各学科の教育目標、育成人材像に向けて、体系的なカリキュラム作成などの取組がなされているか 3.成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は明確になっているか 4.資格・免許取得のための指導体制があるか 5.(基礎的・汎用的能力(①人間関係形成・社会形成能力、②自己理解・自己管理能力、③課題対応能力、④キャリアプランニング能力)を身につけるための取組が実施されているか
(4)学修成果・教育成果	1.各学科の教育目標、育成人材像に向けてその達成への取り組みと評価がされているか 2.就職率の向上が図られているか 3.資格・免許取得率の向上が図られているか 4.卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか
(5)学生支援	1.学生に対する学修支援に関する支援組織体制を整備し、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるように図っているか 2.就職・進学指導に関する支援体制は整備され、有効に機能しているか 3.学生相談に関する体制は整備されているか 4.学生に対する経済的な支援体制は整備されているか。学生の健康を担う組織体制はあるか。生活環境支援体制を整備しているか 5.退学率の低減が図られているか 6.保証人との連携体制を構築しているか 7.卒業生の動向を把握しているか。社会人のニーズを踏まえた教育環境を整備しているか
(6)教育環境	1.施設、設備は教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか 2.校外の実習について十分な教育体制を整備しているか 3.防災・安全管理に関する体制を整備しているか。防災訓練等を実施しているか
(7)学生の受入れ募集	1.学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。社会人入学生、留学生、障がい者等、多様な学生の受入れについて方針を明確にしているか 2.入学選考は、適正かつ公平な基準に基づき行われているか 3.学納金は妥当なものとなっているか

(8)教育内部保証システム	1.法令、専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行なっているか 2.個人情報に関する規程を整備し、個人情報に対する対応を取っているか 3.自己評価、学校関係者評価の実施体制を整備しているか 4.各学科の教育目標、育成人材像に向けて自己点検・評価活動の実施体制を確立して改革・改善のためのシステムが構築されているか 5.教育活動に関する情報公開を積極的に行っているか
(9)財務	1.学校の中長期的な財務基盤は安定しているといえるか 2.予算及び収支計画は有効かつ妥当か。予算及び収支計画に基づき、適正に執行管理を行っているか 3.財務について会計監査が適正におこなわれているか 4.私立学校法に基づく財務情報公開体制を整備し、適切に運用しているか
(10)社会貢献・地域貢献	1.学校の教育資源や施設を利用した社会貢献・地域貢献を行っているか 2.学生のボランティア活動を奨励・支援しているか
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

<理念・目的>

明確な教育理念・目的を掲げてみえるのが理解できた。

学生・保護者への周知が充分でないとのことでしたので、学内行事等にて周知する機会を増やしていただきたい。併せて、職員への理念の浸透により教育現場でも理念をさらに反映いただきたいとの意見に基づき、今年度からこれまでの教育理念・目的等の表現・周知方法に加え、学生と教職員が共に目標(教育理念の具現化)を達成するための行動指針をわかりやすい言葉(クレド)で示し、理念の深化を図っている。(クレドは志・信念・約束などを表す言葉)クレドの考え方から浸透までを教職員自身が主体的に考え、行動するボトムアップの展開により、学生にも理解し行動できるように進めている。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和6年9月1日現在

名前	所属	任期	種別
齋藤友久	医療法人仁聖会 碧南クリニック	R3.9.1～R6.8.31	卒業生父兄
林屋裕二	医療法人聡彩会 こどもゆめクリニック	R3.9.1～R6.8.31	卒業生父兄
山田賢太郎	医療法人愛誠会 ゆりクリニック名古屋東	R3.9.1～R6.8.31	企業等委員
池野倫弘	公益社団法人愛知県理学療法士会	R5.9.1～R6.8.31	企業等委員
富田彰	医療法人羊蹄会 ようてい健康増進クリニック	R3.9.1～R6.8.31	企業等委員
内山貴博	医療法人並木会 並木病院	R6.9.1～R9.8.31	企業等委員
加納崇希	わかたリハビリデイサービス	R6.9.1～R9.8.31	企業等委員
知久能之	社会福祉法人さつき福祉会	R5.4.1～R7.3.31	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他( ) )

URL: <https://www.tokai-med.ac.jp/about/disclosure/>

公表時期: 令和6年6月30日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本学の教育活動や学校運営の状況に関する情報提供として、学校自己点検評価及び学校関係者評価の結果及び今後の改善方策等を公表・説明を行い、企業等との協力体制を整え、連携を推進する。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	1.学校の教育方針、特色 2.学校の沿革、歴史 3.校長名、所在地、連絡先
(2)各学科等の教育	1.入学者に関する受け入れ方針、収容定員 2.カリキュラム 3.国家資格資格取得の実績
(3)教職員	1.教職員数
(4)キャリア教育・実践的職業教育	1.就職支援等への取組支援 2.臨床実習の取組状況
(5)様々な教育活動・教育環境	1.学校行事への取組状況 2.課外活動
(6)学生の生活支援	1.学生支援への取組状況(学生相談)
(7)学生納付金・修学支援	1.学生納付金の取扱 2.学内・学外奨学金制度
(8)学校の財務	1.事業活動収支計算書
(9)学校評価	1.学校自己評価・学校関係者評価の結果
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

ホームページ ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他( ) )

URL: <https://www.tokai-med.ac.jp/about/disclosure/>

公表時期: 令和6年6月30日

授業科目等の概要

分類			授業科目名	授業科目概要	授業 時数/ 単 位数	授業方法			実践的授業方法の種				
必 修	選 択 必 修	自 由 選 択				講 義	演 習	実 験・ 実 習・ 実 技	企 業 連 携	グ ル ー プ ワ ー ク	実 務 家 授 業	イ ン タ ー ン シ ッ プ	
○			医学概論	①人のライフステージにおける心身の変化と健康課題について理解する。 ②健康・疾病の捉え方について理解する。 ③人の身体構造と心身機能について理解する。 ④疾病と障害の成り立ち及び回復過程について理解する。 ⑤公衆衛生の観点から、人々の健康に影響を及ぼす要因や健康課題を解決するための対策を理解する。	30	○	△					○	
○			心理学と心理的支援	①人の心の基本的な仕組みと機能を理解し、環境との相互作用の中で生じる心理的反応を理解する。 ②人の成長・発達段階の各期に特有な心理的課題を理解する。 ③日常生活と心の健康との関係について理解する。 ④心理学の理論を基礎としたアセスメントの方法と支援について理解する。	30	○	△					○	
○			社会学と社会システム	①現代社会の特性を理解する。 ②生活の多様性について理解する。 ③人と社会の関係について理解する。 ④社会問題とその背景について理解する。	30	○	△					○	
○			社会福祉の原理と政策	①社会福祉の原理をめぐる思想・哲学と理論を理解する。 ②社会福祉の歴史的展開の過程と社会福祉の理論を踏まえ、欧米との比較によって日本の社会福祉の特性を理解する。 ③社会問題と社会構造の関係の視点から、現代の社会問題について理解する。 ④福祉政策を捉える基本的な視点として、概念や理念を理解するとともに、人々の生活上のニーズと福祉政策の過程を結びつけて理解する。 ⑤福祉政策の動向と課題を踏まえた上で、関連施策や包括的支援について理解する。 ⑥福祉サービスの供給と利用の過程について理解する。 ⑦福祉政策の国際比較の視点から、日本の福祉政策の特性について理解する。	60	○	△					○	
○			社会福祉調査の基礎	①社会福祉調査の意義と目的について理解する。 ②社会福祉調査と社会福祉の歴史的関係について理解する。 ③社会福祉調査における倫理や個人情報保護について理解する。 ④量的調査の方法及び調査の結果について適切に理解する。 ⑤質的調査の方法及び調査の結果について適切に理解する。 ⑥ソーシャルワークにおける評価の意義と方法について理解する。	30	○	△					○	
○			ソーシャルワークの基盤と専門職	①社会福祉士及び精神保健福祉士の法的な位置づけについて理解する。 ②ソーシャルワークの基盤となる考え方とその形成過程について理解する。 ③ソーシャルワークの価値規範と倫理について理解する。	30	○	△					○	



○			高齢者福祉	<p>①高齢者の定義と特性を踏まえ、高齢者とその家族の生活とこれを取り巻く社会環境について理解する。</p> <p>②高齢者福祉の歴史と高齢者観の変遷、制度の発展過程について理解する。</p> <p>③高齢者に対する法制度と支援の仕組みについて理解する。</p> <p>④高齢期における生活課題を踏まえて、社会福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。</p>	30	○							○	
○			障害者福祉	<p>①障害の概念と特性を踏まえ、障害者とその家族の生活とこれを取り巻く社会環境について理解する。</p> <p>②障害者福祉の歴史と障害観の変遷、制度の発展過程について理解する。</p> <p>③障害者に対する法制度と支援の仕組みについて理解する。</p> <p>④障害による生活課題を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。</p>	30	○							○	
○			児童・家庭福祉	<p>①児童が権利の主体であることを踏まえ、児童・家庭及び妊産婦の生活とこれを取り巻く社会環境について理解する。</p> <p>②児童福祉の歴史と児童観の変遷や制度の発展過程について理解する。</p> <p>③児童や家庭福祉に係る法制度について理解する。</p> <p>④児童や家庭福祉領域における支援の仕組みと方法、社会福祉士の役割について理解する。</p> <p>⑤児童・家庭及び妊産婦の生活課題を踏まえて、適切な支援のあり方を理解する。</p>	30	○							○	
○			貧困に対する支援	<p>①貧困や公的扶助の概念を踏まえ、貧困状態にある人の生活実態とこれを取り巻く社会環境について理解する。</p> <p>②貧困の歴史と貧困観の変遷について理解する。</p> <p>③貧困に係る法制度と支援の仕組みについて理解する。</p> <p>④貧困による生活課題を踏まえ、社会福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。</p>	30	○							○	
○			保健医療と福祉	<p>①ソーシャルワーク実践において必要となる保健医療の動向を理解する。</p> <p>②保健医療に係る政策、制度、サービスについて理解する。</p> <p>③保健医療領域における社会福祉士の役割と、連携や協働について理解する。</p> <p>④保健医療の課題を持つ人に対する、社会福祉士としての適切な支援のあり方を理解する</p>	30	○							○	
○			権利擁護を支える法制度	<p>①法に共通する基礎的な知識を身につけるとともに、権利擁護を支える憲法、民法、行政法の基礎を理解する。</p> <p>②権利擁護の意義と支える仕組みについて理解する。</p> <p>③権利が侵害されている者や日常生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実際について理解する。</p> <p>④権利擁護活動を実践する過程で直面しうる問題を、法的観点から理解する。</p> <p>⑤ソーシャルワークにおいて必要となる成年後見制度について理解する。</p>	30	○					○		○	
○			刑事司法と福祉	<p>①刑事司法の近年の動向と制度の仕組みを理解する。</p> <p>②刑事司法における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割について理解する。</p> <p>③刑事司法の制度に関わる関係機関等の役割について理解する。</p>	30	○							○	

○			ソーシャルワーク演習	①社会福祉士と精神保健福祉士に求められる基礎的な能力を涵養する ②ソーシャルワークの価値規範と倫理を理解する ③ソーシャルワークに必要なコミュニケーション能力を養う ④ソーシャルワークに用いられる知識と技術を理解する	30		○					○		
○			ソーシャルワーク演習(専門)	①ソーシャルワークの実践に必要な知識と技術の統合を行い、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を習得する。 ②社会福祉士に求められるソーシャルワークの価値規範を理解し、倫理的な判断能力を養う。 ③支援を必要とする人を中心とした分野横断的な総合的かつ包括的な支援について実践的に理解する。 ④地域の特性や課題を把握し解決するための、地域アセスメントや評価等の仕組みを実践的に理解する。 ⑤ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークの対象と展開過程、実践モデルとアプローチについて実践的に理解する。 ⑥実習を通じて体験した事例について、事例検討や事例研究を実際に行い、その意義や方法を具体的に理解する。 ⑦実践の質の向上を図るため、スーパービジョンについて体験的に理解する。	120		○						○	
○			ソーシャルワーク実習指導	①ソーシャルワーク実習の意義について理解する。 ②社会福祉士として求められる役割を理解し、価値と倫理に基づく専門職としての姿勢を養う。 ③ソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し、ソーシャルワーク機能を発揮するための基礎的な能力を習得する。 ④実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる総合的な能力を涵養する。	90		○	△					○	
○			ソーシャルワーク実習	①ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。 ②支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題(ニーズ)について把握する。 ③生活上の課題(ニーズ)に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。 ④施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。 ⑤総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	240								○	
合計授業時数/単位数					要件該当授業時数/単位数									
1200					1200									

(留意事項)

- 申請するプログラムで受講可能な全ての科目について記入すること。
- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について「○」を付し、その他の方法について「△」を付すこと。
- 一の授業科目について、企業連携、グループワーク、実務家授業、インターンシップのうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について「○」を付し、その他の方法について「△」を付すこと。
- 実践的授業方法の種別については、実施要項の3(6)の①～④の要件に該当する授業科目について○又は△を付すこと。
- 授業時数/単位数については、推薦プログラムが正規課程で時間制の場合は単位時間数、正規課程で単位制の場合は単位数、履修証明プログラムの場合は時間数を記入してください。
- 合計授業時数/単位数については、受講者が受講可能な全ての科目(必修・選択必修・自由選択を問わない)の合計単位時間数等を記入すること。
- 要件該当授業時数/単位数については、企業連携、グループワーク、実務家授業、インターンシップのいずれかに該当する科目の合計単位時間数等を記入すること。